

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

2023年5月22日（No.27／1） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

「賃金制度等の一部改正」に係る 団体交渉妥結！

会社提案から一部改善を実現！

◆長期助勤旅行中の乗務員に係る業務手当支給額を見直し！

J R 四 国 労 組 は 本 日、「賃金制度等の一部改正」に係る団体交渉を行い、以下のとおり会社より回答を受けた。

【申第16号「賃金制度等の一部改正について」の解明申し入れについて】

5 今回の見直しによって廃止となる職務旅費の日当のうち、助勤旅行の廃止は不利益変更であると考えるが会社の考え方を明らかにされたい。

運転区所に勤務する者のうち長期助勤旅行中の乗務員に対しては、業務手当の支払額を月額3,100円とします。

※ 記載していない項目については前回交渉時に示された回答内容のとおり。

＜主な交渉内容＞

組 合：長期助勤旅行中の乗務員について、職務旅費の日当が廃止されることにより、月額1,400円の業務手当の支給では不利益変更にあたると指摘していたところ、支払額が3,100円に見直されたことを評価する。

金額の根拠は日数×100円かと思うが、日数は支給額が最大となるよう31日を基準としたのか。また、月の途中で助勤が開始・終了することもあるが、その場合の支給方はいか。加えて、乗務員以外には不利益な状況が想定されないのか伺いたい。

会 社：居所を移して対応していることなど、助勤に伴う負担に配慮し、最大値での支給となる31日を基準とした。

基本的には月単位での助勤を命じていると認識する。ただし、必ずしもそうではない場合もあり得ることから、個別の取り扱いについては他の手当における取り扱いを踏まえ今後決定したい。詳細については別途関係箇所へ周知したい。

乗務員以外の職種については、業務手当の支払額を検討するにあたって、助勤旅行に対する日当も含んで計算している。一方、乗務員については、

J R 四国労組ニュース

2023年5月22日（No.27／2終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

理論値をベースに算出しており、助勤については加味していなかった。そうした点も踏まえ、今般取り扱いを見直している。なお、前回交渉でも申し上げたが、単発、臨時の助勤について業務手当を支給する考えはない。

組 合：組合の要求が反映されたと受け止めるが、そもそも要員需給を改善し、助勤を要しないように努めるべき。

専ら事務業務を行う者が業務手当の支給対象外となっているが、事務系の発令を受けていないものの事務を担当している者もいる。一方で事務系の発令を受けているものの、他の業務に日常的に従事している者もいる。

会 社：業務実態を踏まえて判断を行いたい。職名と業務内容が合致することが理想ではあるが、判断が複雑化しないよう整理を図りたい。

組 合：公平な制度設計、運用とすることが重要であり、箇所によって判断が異なったり、それにより追給や戻入が発生したりしないよう適切な周知展開、指導を行われたい。

中長期計画で描いた目標の達成、経営自立に向けて、省力化・省人化にどう取り組むか、そこで生み出された原資をどう活用し労働条件の改善につなげていくか。組合としても「ユニオンビジョン2023」で示したとおり、人財確保の重要性を訴えているが、労使で取り組むべき最重要課題である。今回の提案を受けて以降、職場集会において組合員からも様々な意見をいただいた。やはり、離職が拡大する中で早急に手を打っていく必要がある。業務手当もその一歩と受け止めるが、対象外の職場・職種を含め、一層改善しなければならない。特に本社については、業務量や責任度から不満の声が高まりつつあり、本社で働くことが魅力に感じるようにすべきと考える。

会 社：改めて申し上げるが、今回の制度改正の目的は、貴側も認識しているとおり、事務業務の省力化である。そのため、元々特殊勤務手当等の支給対象となっていない箇所に所属している者が支給対象外となることは、再度確認をお願いしたい。

会社としても「生き生きと働ける職場づくり」を掲げ、できることから取り組んでいく。本社をはじめ、各職場の特性や制度の可否などを勘案しながら、貴側との交渉を踏まえ検討していきたい。

団体交渉終了後、業務対策委員会を開催。適切な見直しを図られたと判断し、本日15時に妥結した。また、現時点で確定していない取扱いについては、適切な内容となるよう窓口折衝を通じて会社に働きかけていくことを確認した。

以上

賃金制度等の一部改正について

2023 年 5 月

J R 四 国

標題について、社員、エキスパート社員及び契約社員の賃金制度等を、以下のとおり一部改正する。

1 業務手当の新設

- (1) 次の箇所で勤務する又は該当する業務に従事する社員及びエキスパート社員に対し、業務手当を支払う。ただし、専ら事務業務を行う者を除く。

ア ものがたり企画室に勤務する者 月額 1,500 円

イ 駅及びワープ支店に勤務する者 月額 2,100 円

ウ 運転区所に勤務する者のうち乗務員及びその管理業務に従事する者
月額 1,400 円

エ 運転区所に勤務する者のうち検修業務及びその管理業務に従事する者
月額 2,100 円

オ 工場に勤務する者 月額 3,300 円

カ 保線区、土木技術センター及び工事所に勤務する者 月額 4,700 円

キ 機械建築区に勤務する者 月額 1,600 円

ク 電気区及び電気工事所に勤務する者 月額 4,500 円

※ 運転区所に勤務する者のうち長期助勤旅行中の乗務員に対しては、業務手当の支払額を月額 3,100 円とする。

- (2) 次に該当する契約社員に対し、業務手当を支払う。ただし、契約社員（サポーター社員）については、アに該当する者のみ支払う。

ア アテンダントの基本賃金が適用されている者 月額 1,500 円

イ 列車乗務員、動力車乗務員及び客室乗務員の基本賃金が適用されている者
月額 1,400 円

- (3) 業務手当は基準外賃金とする。

- (4) 業務手当は毎月 25 日（エキスパート社員及び契約社員は毎月 20 日）にその月分を支払う。なお、当日が銀行等の休日にあたる場合は、その直前の銀行等の休日でない日とする。

- (5) 業務手当はそれぞれ併せて支払わない。

- (6) 業務手当は職務手当及び技能手当と併せて支払うことができる。

- (7) 出向中の社員及びエキスパート社員については、出向先において業務手当の支払対象と同様と認められる業務等に従事する場合に支払う。

- (8) 第 1 号、第 2 号又は第 7 号のほか、会社が特に必要と認めた場合については、本人の業務内容及び他との均衡等を考慮して、業務手当を支払うことがある。

2 特殊勤務手当の見直し

以下の特殊勤務手当を廃止する。

- (1) 放射線作業手当
- (2) 工場等特殊作業手当
- (3) 防疫等作業手当
- (4) トンネル内等作業手当
- (5) 汚物処理等作業手当
- (6) 高所等作業手当
- (7) 高圧活線作業手当
- (8) 復旧警備作業手当
- (9) 自動車運転手当

※ 交代制等勤務手当、夜間特殊業務手当、乗務員手当、中休勤務手当、教導手当、緊急呼出手当及びアテンダント手当の取扱いについては、従前のとおりとする。

3 割増賃金に関する取扱いの改正

- (1) 1 時間当たり賃金額の算式の分子に業務手当を追加する。
- (2) 特殊勤務手当の割増に関する取扱いを廃止する。
- (3) その他、賃金の減額等及び休職等の取扱いについては、職務手当と同様に取り扱うものとする。

4 職務旅費の見直し

職務旅費の日当（常例用務旅行、助勤旅行、乗務員、その他乗務）を廃止する。

5 実施時期

2023 年 10 月 1 日（割増賃金に関する改正については、実施日以降新たに開始する勤務から適用する。）